

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号中「第41条の18の3の規定により所得税法第78条第2項の特定寄附金とみなされるもの」を「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第22条の2中「第10条の2の9」を「第10条の2の10」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、租税特別措置法及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い所要の改正をする必要による。